

公益社団法人和気町シルバー人材センター会員入会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人和気町シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条の規定により、会員の入会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 センターの正会員及び特別会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 センターの賛助会員として入会しようとする者は、理事会の承認を受けなければならない。

3 理事会は入会申込書等により、会員としてふさわしい者であるかを審査し、入会の可否を決定する。

(仮承認)

第3条 理事長は、理事会での入会承認が確実であると認められる者については、入会を仮承認することができる。

2 仮承認した正会員については、次の理事会で承認を受けるものとする。なお、その場合の入会期日は、仮承認の日に遡るものとする。

(会費)

第4条 正会員及び仮承認された正会員の会費の額は、公益社団法人和気町シルバー人材センター会費規程による。

(再入会)

第5条 過去にこの法人の会員であった者が再入会を希望する場合には、あらためて所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

(補足)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、センターの設立の登記の日から施行する。

(平成24年4月1日)